

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

宍 栗 市 長 福 元 晶 三

市町村名 (市町村コード)	宍 栗 市 (2 8 2 2 7)	
地域名 (地域内農業集落名)	塩 山 地 区 (塩 山)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 1 1 月 2 2 日 (第 1 回)	

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・塩山地区は70才以上の農地所有者が41%、50才～69才が33%を占めている。農地利用形態は自作及び利用権設定等により農地の利用を進めているが、区域内では自己保全で農地保全を行っている農地も多くみられる状況となっている。また、作付けは水稻であり一部農地で黒大豆や野菜の作付けとなっている。現状は農業従事者の高齢化が顕著の中で農地利用を進めており後継者が少なく農地利用が進んでいないため喫緊の課題として後継者の育成・農地利用者の確保が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻、黒大豆の生産の継続を図る中で現在他町の認定農業者による野菜栽培のため農地利用が増加している。水稻については環境を配慮し減農薬の取組みを地域で進めるとともに、ネギ栽培を拡大することで農地利用を進め収益の改善を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	27.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	15.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

圃場整備が完了した農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
現状農地の集約化が進んでいない状況であるため、今後農地利用の集約化により団地化を図り団地面積を拡大をめざす。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
担い手である農業者が病気やケガ等の事情で営農が困難となった場合に農地バンク機能を活用して新たな受け手への付替えができることを勘案し、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業が昭和60年完成し約38年が経過し、水路・農道の経年劣化が現状心配される。今後、集落で長寿命化事業への取り組みについて多面的事業参画も含め協議を進めていくと共に水利施設等については、地域が受益者と連携し、適期に補修対策を行うなど計画的な維持管理に努める。。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区内での農業者が高齢化しており、他地区で農地利用を行っている農家や農業経営の拡大を計画している農業者、また新規就農を希望する農家を市・JA・県等と連携し確保に努める
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、サービス事業者への委託を検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①山沿い、河川沿いに集落囲みの防護柵はあるものの、公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

②収益性の向上を図るためにも減農薬、減化学肥料を担い手・集落一体となって取り組む。

⑦保全・管理として多面的機能事業への取組を地域で検討し早い段階で取り組む。